

北米自由貿易協定



ブロック化か自由貿易への次善策か

加賀美 充洋

はじめに

米国、カナダ、メキシコ3カ国による自由貿易圏をつくる試みは、1990年以降約2年にわたるマラソン交渉を経て本年8月12日に北米自由貿易協定(以下、NAFTA)として交渉成立をみた。10月7日には3カ国首脳による仮調印が行なわれ、それぞれ各国の議会の承認を待つばかりとなった。これにより3億6800万人の人口を擁し、GDPで6兆ドルを超える世界最大の市場が形成されることになった(第1表参照)。

NAFTAの意味するところは複雑である。まずこれは世界貿易のブロック化への道なのであろうか。欧州共同体(EC)の市場統合あるいは事実上のブロックとしばしば呼ばれる東アジア地域に対抗して米国はこれを推進したのであろうか。またNAFTAは、他のラテンアメリカ諸国を含めた西半球自由貿易地域(WHFTA)に拡大し、一大ブロックを形成する可能性があるのか。一方、多角的貿易交渉(ウルグアイ・ラウンド)が目指す世界全体の自由貿易に向けての最適ではないが次善策と

して自由貿易地域を指向しているのであろうか。もしそうであるならその内容は、域外国にとっても排他的でない必要がある。さらに通常自由貿易地域などは、経済規模や所得水準が比較的似かよった国同士で結成される場合が多いが、先進国と発展途上国で結成した場合どういことが起こるのであろうか。こうした問題意識の下にNAFTAの交渉経緯や内容をみてみよう。

1 背景

世界貿易は、1970年代には年平均21.6%の高率の伸びを示したが、80年代には5.3%に減速し、各国にとり貿易のさらなる発展のためには、関税・非関税障壁など保護主義の除去が急務になっていた。80年代米国は自由主義の旗手として世界貿易の自由化に向けてウルグアイ・ラウンド交渉など積極的に取り組んでいたが、ECの経済統合(93年)によるヨーロッパの要塞化の危険、日本を含む東アジアからの輸出攻勢にさらされ、何らかの対応を迫られていた。米国経済自身も双子の赤字(貿易と財政収支)をかかえ、製造業の構造転換が思うに



メキシコ市の中小企業を訪れる
(1991年11月、筆者撮影)

まかせない状況があった。そこでカナダと88年に米国・カナダ自由貿易協定(以下、CFTA)を結び、2国間で新たな国際分業を再構築する過程にあった。一方、ラテンアメリカに対しては、90年6月の「ブッシュ構想」*1以降積極的に各国別にフレームワーク協定と呼ばれる投資・貿易自由化促進のための条約を結びつつあった。これは将来的には南北アメリカおよび中米を含めたWHFTA創設への布石であった。

メキシコでは、1980年代半ばから急激な自由化を進めていた。82年の対外債務危機以降同国は、

第1表 NAFTA 3カ国概要
(1991年)

	米 国	カナダ	メキシコ	計
GDP(10億ドル)	5,673	593	283	6,549
人口(100万人)	253	27	88	368
1人当りGDP(ドル)	22,420	21,960	3,222	17,796
輸出(10億ドル)	417	128	27	572
輸入(10億ドル)	490	120	38	648
時間給*(ドル)	21.93	19.23	2.75	—

(注) *1990年自動車製造部門。

(出所) IMF, *International Financial Statistics* 等。

経済安定化政策を実施し、長期的には構造調整策としてデラマドリ大統領、それに引き続くサリナス大統領の下で関税引き下げ、輸入制限措置の緩和などを実施してきた。86年にはGATTに加盟して、自由化措置にますます拍車がかげられた。もともとメキシコと米国は2000²におよぶ国境を接し、交易も頻繁であり、メキシコの輸入・輸出とも約7割が米国との取引である。サリナス大統領はメキシコに長期にわたって残る旧制度などを近代化しようと大胆な改革を実行中で、農地の売却を禁じたエヒード制度や国家・教会の対立関係を次々に改革・改善しつつあり、貿易・投資の自由化もそうした文脈の中でとらえられるものであった。こうしたメキシコ側の開放により米国からの貿易は拡大し、86～91年の間に米国の対メキシコ

第2表 米国の相手国別貿易(1991年)

(単位: 10億ドル)

	カナダ	メキシコ
輸 出	85.1	33.3
輸 入	91.1	31.1

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics* 等

輸出額は124億ドルから333億ドルにはね上がった(第2表参照)。

米国との自由貿易地域設定は、サリナス大統領のほうから提案したといわれ、農業・工業を近代化するために思い切った自由化を行ないメキシコ産品の比較優位を生かしつつ、多国籍企業の投資を通じた国際分業体制を確立し、生産技術や管理ノウハウの学習を通じてメキシコ製品の高付加価値の推進をねらったものであった。NAFTAの交渉経緯はこうした背景の下に次のように段階的に行なわれた。

*1 正式には、Enterprise for the Americas Initiative (EAI)、日本ではブッシュ構想または中南米支援構想と呼ばれ、ラテンアメリカに対して貿易投資の自由化と援助への協力・拡大を呼びかけた。またフレームワーク協定に関しては、92年までにドミニカ共和国、スリナム、ハイチ、キューバを除いてラテンアメリカ各国と個別にこの協定を結んでいる。メキシコとは1987年にこの協定を結んだ。

2 交渉経緯

1990年6月10日*2米国のブッシュ大統領とメキシコのサリナス大統領は共同声明を発表し、2国間で自由協定を結ぶ案を支持する旨を述べた。そして担当大臣(米国：ヒルズ通商代表、メキシコ：セラ・プチェ商工大臣)に準備検討に入るようそれぞれ指示した。カナダは、すでに米国と二国間自由貿易協定を調印していたが、米国がラテンアメリカ諸国と個別にフレームワーク協定を結びつつあることに鑑み、自転車のスポークと軸受(ハブ)の関係のように、カナダがスポークの1本となるよりは米・加・墨の3カ国をコアにし、他をスポー

クとする構成が得策と判断し*3、3カ国協定に仲間入りすることを表明した(90年9月)。翌91年2月に3カ国によるNAFTAへの足並みが揃い、6月12日にトロントにおいて正式交渉が開始された。これに先立ち5月にブッシュ大統領の要請により米国議会は、貿易交渉などは一括審議による修正なしの賛否を問う、いわゆる「ファスト・トラック」の2年間延長を承認した*4。

交渉は六つの大きな分類の下で、19のグループに分けられて始められた。土台となったのは、既存の米国、カナダ間のCFTAである。しかし、1992年11月の米国大統領選挙のキャンペーンと重なり、さらに米国経済が91年、92年と不況下にあり失業率の上昇といった要因もあり、NAFTA交渉はさまざまな変形を生じることとなった。たとえば、議会を牛耳る民主党は環境や安全基準を厳しくすることを要求したし、日本車に押される米国ビッグスリーは原産地規則、特に現地調達率(ローカルコンテンツ)をなるべく高く設定するよう要求した。

一方、メキシコ側では、今まで残存する産業保護政策を一気に開放することによる国内産業への影響に対する危惧から、段階的自由化を随所で主張した。メキシコ交渉担当官はエルミニオ・ブランコを首席に、副に商工省のハイメ・ザブルドフスキー(1989年のアジア経済研究所主催シンポジウム「環太平洋経済の展望——アジア・中南米比較」に報告者として参加)があたり、メキシコ政府関係機関、業界との度重なるヒアリングなどを通して意見調整を行ない、米国・カナダと精力的に交渉した。

米国とカナダの間では、CFTAにも関わらず、木材、ビール、自動車などに関してその補助金や現地調達率(カナダ製ホンダ車のケース)をめぐる貿易戦が行なわれており、協定運用をめぐる3カ国交渉の難しさを象徴していた。さらに米国大統領選挙の影響が色濃く投影された。1992年当初

は、共和党ブッシュ大統領にとり、メキシコへの投資による工場移転で雇用が減ったり、環境悪化などの問題を選挙戦で取り上げられることの不利から、NAFTA交渉成立を遅らせ、選挙後に行なうのではないかと観測された*5。しかし、不況色が濃くなる中、ブッシュ大統領の国内対策での成果のないこと、ウルグアイ・ラウンドの交渉がヨーロッパとの農業の補助金をめぐり暗礁に乗り上げたこともあり、誇るべき外交成果の一つとして、NAFTAの交渉成立が目玉となってにわかに脚光を浴びてきた。8月の交渉成立はブッシュ大統領が共和党大会に向けて急がせたからであり、いくつかの技術的な点で交渉の積み残しがあったといわれる。いずれにしても、正式な交渉開始から14カ月以内という短期間に、7回の3カ国担当大臣監督会議を経て、92年8月12日に協定案交渉は完了した。

* 2 これ以前にも米国・メキシコ2国間では、フレームワーク協定に基づき、1987年および89年の2回、鉄鋼品、繊維、縫製品などに関し個別の交渉は行なわれていた。また、90年3月には、メキシコとカナダの2国間交渉が米国と同様なフレームワーク協定として行なわれていた。

* 3 Hufbauer, G. C.; J. J. Schott, *North American Free Trade: Issues and Recommendations*, Institute for International Economics, 1992.

* 4 1988年のOmnibus Trade and Competitiveness Actに基づく。

* 5 メキシコと交易の盛んなテキサス、アリゾナなどの州では早い調印を望み、自動車産業などの多いミシガン、イリノイ州などでは失業の恐れから協定に反対しており、それはすなわち大統領間接選挙の各州の選挙人獲得票の読み方に関係した。結局11月3日の選挙では、テキサス、アリゾナ、フロリダ州はブッシュ支持、カリフォルニア、ニューメキシコ、ミシガン、イリノイの各州ではブッシュがクリントンに敗れた。

3 協定案概略

協定案*6の構成は以下のようにになっている。

前文

第1部 一般

第1章 目的

第2章 一般的定義

第2部 商品貿易

第3章 内国民待遇および市場アクセス

第4章 原産地規則

第5章 関税手続き

第6章 エネルギー

第7章 農業

第8章 緊急措置

第3部 貿易の技術的障壁

第9章 基準に関連した措置

第4部 政府調達

第10章 政府調達

第5部 投資、サービスおよび関連事項

第11章 投資

第12章 サービスの国境貿易

第13章 通信

第14章 金融サービス

第15章 競争政策、独占および国営企業

第16章 ビジネスマンの一時的入国

第6部 知的所有

第17章 知的所有

第7部 行政的、制度的対策

第18章 法律の公布と実施

第19章 アンチダンピングと相殺関税に関する監査と紛争処理

第20章 制度的対策と紛争処理手続

第8部 その他の規定

第21章 例外

第22章 最終規定

以下に内容の概略を紹介する。まず「前文」では、3カ国政府はそれぞれの経済成長と雇用の促進のために、この自由貿易地域を設置し貿易と投資を拡大し、環境に留意しながら、3カ国の世界市場における競争力を強めることを決議している。次に協定の目的として以下の六つを挙げている。(1)貿易障壁の撤廃、(2)公正な競争条件の促進、(3)投資機会の拡大、(4)知的所有権の保護、(5)協定実施のための効果的手続きの確立と紛争解決のための諸措置、(6)この協定の3カ国、地域間、多国間へのさらなる拡大のための枠組み設定。

NAFTAと他の条約との関係では、このNAFTAが優先するが、環境などで齟齬をきたす場合はNAFTAへの影響を最小限にとどめながら、その環境などの法律を先例とするとしている。またGATTに定められた諸権利・義務は当然ながら3カ国とも守ることを確認している。

関税の撤廃など：原産地規則を満たす北米(カナダ、米国、メキシコ3カ国)産品に関しては、すべての関税を段階的に撤廃する。ただし産品により直ちに撤廃されるもの、5年間あるいは10年間で段階的に撤廃されるもの、さらに特に問題のある産品に関しては15年間かけて徐々に撤廃されるものがある*7。たとえば、米国からメキシコに輸出される産品に関しては約半分が直ちにあるいは5年以内に無税扱いとなる。また、非関税障壁に関しても、輸入数量制限や、輸入禁止措置を撤廃する。ただし農業産品、自動車、繊維およびエネルギーに関しては、特例を認めている。

新たな輸出税や通関手数料などの賦課は認めな

い。すなわち基本的に関税、非関税障壁を撤廃する一方、新たな税や制限を貿易に設けないという2本の原則を打ち出している。ただし輸出税の場合、特例としてメキシコにおいて基礎食料品の緊急の不足が生じた場合はこの限りではないとしている。

原産地規則：関税譲許の恩典をうける品目は北米産でないとは適用されないが、北米産の定義は原産地規則によって規定される。この原産地規則は、NAFTAの利益が北米地域で生産される商品(加盟国以外の国ですべてあるいは大部分生産されたものではない)にのみ保証されることを目的として、また生産者、輸出入業者の管理的な負担を軽減するため、明白なルールを定めたものである。まず基本的にはすべて域内で作られたものは北米産は当然として、加盟国以外の国の材料が入っている財でも、その材料がNAFTA域内で十分に加工され別の品目として分類されれば(関税分類の移行あるいは関税分類番号ジャンプ)、その財は北米産として認められる。しかし、この関税分類番号ジャンプの資格に加えて、北米産の現地調達率を要求される財もあり、自動車がその代表例である*8。

現地調達率を計算するには、取引価値TV(transaction value)方式と総費用NC(net-cost)方式がある。前者は財の支払い価格に基づいて計算するもので、 $(TV - VNM) / TV \times 100$ によって算出され、複雑な費用計算をしなくてすむ。なおVNMはこの製品を作るために用いられた北米以外からきた原材料の価値である。一方、後者は、財の総費用から特許権使用料、販売促進費用、包装代、輸送代などを差し引いたネットの費用に基づき $(NC - VNM) / NC \times 100$ によって算出される*9。

自動車の場合、総費用方式が用いられる。現行のCFTAでは算定方式がロールアップ、ロールダウン方式で取り込む項目がかなり恣意的であった

が、今回の規定により人件費や減価償却費が組み込まれるようになったため、算定をめぐる透明度は増した。

投資の規制緩和：NAFTA地域への加盟国による投資は規制が大幅に緩和され、投資保護が明確に謳われ、また紛争処理の体制も整えられることになった。まず加盟国の投資には内国民待遇が与えられ、自国企業と同様の扱いを受けられることになる。またこうした外国投資に課されてきた種々の条件(投資と引き換えの輸出義務、最低国産化率、国内業者優先、貿易収支均衡要求、技術移転要求など)は原則的に廃止される。ただし政府調達、外国援助活動などに関してはこの限りではない。

外国投資の国有化や接収はできない。ただし公共目的で外国投資が接収される場合は、投資物件の市場価格で補償が遅延なく行なわれなければならない。また利潤送金などは自由化される。

メキシコ市場に関しては、通信分野、金融・保険市場が新たに開放され投資が可能となる。石油・天然ガスなどのエネルギー分野に関しては、特に石油・天然ガスへの投資は開放されない。この分野はメキシコ憲法で国家独占と定められているもので、引き続き探査、採掘、精油、基礎化学などは国営石油会社(PEMEX)の独占となる。ただし、探査、試掘などに関し外国企業とサービス契約を結ぶことは可能になった。また機器類の入札にも参加できることになった。

知的所有権：NAFTA 3カ国は知的所有権を確立しその保護を行なう。ここで知的所有権とは、(1)著作権、(2)特許権、(3)商標権、(4)育種、(5)工業デザイン、(6)産業秘密、(7)集積回路、(8)産地表示などに関わる権利である。

著作権に関しては、たとえばコンピュータープログラム、レコード、音楽テープ、映画ビデオなどに注意が払われ、海賊版が出ないようにしてい

る。音声録音に関しては、50年の保護を明記している。特許権に関しては20年間を保証し、特に薬品、化学肥料に関しての特許の保護を謳っている。

メキシコでは衛星からの信号をパラボラアンテナを用いて受信し、米国のテレビ番組を見ることができる。あちこちでこの丸いアンテナをみかけるが、今回商用としてこれを受信することは禁止される(さらに米国、カナダのケーブル・テレビによるメキシコ内の営業が可能となる)。

移民・入国：NAFTAでは、貿易、投資の自由化を主張するが、人の移動は禁じている。これはメキシコと2000¹⁾の国境を接し長年違法入国者に悩んできた米国にとって特に雇用に関連して依然として開放できない問題である。しかし、NAFTAでは3カ国が商用、貿易・投資関連企業の管理者、専門職に関して一時的入国を認める。これによりビジネスマン、専門職の移動はかなり自由になるが、低賃金労働者の米国への入国は依然として現行の規制が適用される。専門職に関しては、その職業と資格条件(たとえば大学卒業資格)の詳細なリストが添付されている。また米国とメキシコの間では、メキシコ人専門職の一時入国人数が年間5500人と定められた。米国の1952年移民・国籍法では、専門職の入国許可を全世界から6万5000人と規制しているが、上記のメキシコからの人数はこれに加えてのものである。

環境保護：NAFTAは今までの貿易・投資関連条約の中で初めて明確に環境保護を打ち出している。それらを要約すると以下ようになる。

- (1) NAFTAの一貫性を崩さない範囲で、国家あるいは州政府の環境規制や、国際間で結ばれた環境関連条約の方を優先させるとし、絶滅寸前の動物保護、オゾン層破壊物質、有害廃棄物などの国際的取極めなどは守る。
- (2) 各国は食品の安全基準、農業、漁業、森林

資源に関する衛生および植物衛生基準ないし技術規制(たとえば、残存殺虫剤規制など)に関し国際的な基準ないしはそれよりも厳しい基準を設定、順守する。

- (3) 投資誘致のために3カ国は衛生、安全、環境基準を下げることはしない。
- (4) もし環境に関連した基準などで紛争が持ち上がった場合、他の協定ではなくこのNAFTAによる紛争処理手続きを採ることができる。

その他の規定：NAFTAは1994年1月1日から発効する予定になっている。またNAFTA3カ国以外の国がこれに加盟したい場合(いわゆる追加加盟条項)、3カ国の同意の下に加盟が可能である。

次に産業別の取り扱いを、各国とも問題をかかえている農業、繊維、自動車などでやや詳しくみてみよう。

* 6 筆者の入手したコピー、“North American Free Trade Agreement : Text prepared September 6, 1992”を使用。

* 7 既存のドローバック制度あるいは輸出に関連した税の減免制度に関しては、2001年1月1日をもって全廃するとしている。よってマキラドーラ制度(再輸出を条件に原材料・部品を輸入して加工組立てする際、輸入関税が免除される保税加工区制度。主に国境沿いにこの加工工場が多い)はこの時点で廃止されることになる。

* 8 その他、以上の原産地規則に適合していなくても、域外の原材料価値が総費用あるいは価格の7%を超えなければ北米産とみなす最小ルール(de minimis)がある。

* 9 一般にこのNC方式は取引額がGATTの関税価値コード(CVC)の下で合致しない場合に適用される。

4 産業別取り扱い

農業：まず、農産品に関しては各国とも保護主義的色彩が強く残る分野なので、共通の協定ではなく、米国—メキシコ、カナダ—メキシコ間でそれぞれを結ぶ2本立ての協定になっている。そして一時的なセーフガード*10を認めている。

米国とメキシコの間を取極めでは、まず農産品に関する関税は、約半分の産品につき直ちに無税とし、残りも10年以内に撤廃する。ただし、例外としてメキシコへの輸入に関してとうもろこしと乾燥豆、米国への輸入に関してオレンジジュースと砂糖の関税は15年間かけて段階的に消滅する。非関税障壁に関しては、それを関税率割当て(TRQ)か関税に代替し、TRQに関しては、割当て量内ならば無税、それを超える輸入には関税をかけ、それら関税は10年ないしは15年(産品による)で漸進的に減少させ撤廃する。またメキシコとカナダの取極めでは、関税・非関税障壁を一般に10年ですべて撤廃する。ただし現在輸入ライセンスなどの必要なものは、関税率割当てか関税に代え、また乳製品、鶏肉、卵、砂糖に関しては例外として数量制限などを認めた。

繊維産業：3カ国は繊維、紡糸、織布、縫製品に関して、それがNAFTAの原産地規則を満たしていれば、関税を直ちにあるいは10年以内に段階的に撤廃する。さらに米国は純メキシコ産に対する輸入割当てを直ちに撤廃し、原産地規則にのらないものの輸入割当てでも段階的に撤廃する。新たな制限は置かないとし、セーフガードの時だけ例外的に規制措置を認める。セーフガードに関しては、もしNAFTA以外の国からの輸入が急増し、

重大な被害が輸入国の生産者におよぶ場合は、一時的に関税を上げるか数量制限を加えることができる。ただし域内国からでNAFTAの原産地規則を満たす産品の場合は、輸入国は関税のみのセーフガードを課す。

繊維産業における原産地規則は関税分類の大幅移行という他に、主に「糸より川下」(yarn forward)という現地調達条件がつくもので、布にしても縫製品にしてもその糸がNAFTA地域内で生産されたものでないといけない。また綿糸や人造繊維糸に関してはさらに厳しい「繊維より川下」(fiber forward)という条件がつき、これは糸の原料である棉繊維や人造繊維が域内産でないといけないとしている。

追加的規定として、供給不足の観点から、域内の繊維製品で上記の原産地規則を満たさなくても、関税恩典を受けられるものに前述したTRQ割当て制度がある。たとえば棉と人造繊維の紡績糸の場合、米国とメキシコ間で各々年間100万靫までの輸入枠が定められている。

その他、原産地規則に関しては1998年までにそのレビューを行なうこととし、また3カ国で統一した品質表示を用いるよう検討委員会を設けることも決められた。

自動車：NAFTAは北米産の自動車、トラック、バスおよび自動車部品につき貿易障壁を撤廃し、10年間に投資規制もなくす予定である。メキシコ-米国間を中心にしてみると、まず米国はメキシコからの自動車輸入に関し、

- (1) 乗用車にかかる関税を直ちに廃止する。
- (2) 軽トラックにかかる関税を直ちに10%に下げ、5年間で段階的に撤廃する。
- (3) 他の自動車関税を10年間で段階的に撤廃する*11。

次にメキシコは米国(およびカナダ)からの輸入

に対し、

- (1) 乗用車に関しては直ちに関税を半分に減らし、残りは10年間で段階的に撤廃する。
- (2) 軽トラックの関税も直ちに半分に削減し、残りは5年間で段階的に撤廃する。
- (3) その他の車に関しては10年間で段階的に撤廃する。

また自動車部品にかかる関税も品目により、直ちに撤廃、または5年間ないし10年間で段階的に撤廃することで合意された。

自動車における原産地規則は現地調達率において特に厳しく定められている*12。乗用車、軽トラック、それらのエンジンやトランスミッションに関して純費用方式で計算して62.5%が適用される。ただし当初4年間は現行の50%に据え置かれ、1998年1月1日より56%、2002年1月1日より62.5%となる。またそれ以外の車と部品に関しては現地調達率60%が適用される。ただし当初4年間は50%、98年1月1日より55%、2002年1月1日より60%と上げられる。なお新規投資の場合は上記の現地調達率にもかかわらず第1号の車が生産されてから5年間は現地調達率を50%以上に保てばよいことになった。また現地調達率の計算は車種別の平均値でもよい。

メキシコの自動車産業は今まで政令により特別に保護されてきたが、今回のNAFTAではその開放が顕著になった。(1)まず自動車令は10年で廃止される(2004年1月1日まで)。(2)次にメキシコ市場での販売実績に基づいた完成車輸入制限を直ちに廃止する。(3)完成車メーカーに対する貿易黒字義務(部品輸入を相殺する輸出義務)を修正し、段階的に輸出義務を撤廃する。また経過期間後(2004年)は完成車メーカーだけが車の輸入を許されていたのを廃止する。(4)部品購入に伴う義務国産化率(国内付加価値基準)を現行36%から徐々に下げ、経過

期間後(2004年)にそれを廃止する。(5)大型バス、トラックに関しても輸入数量規制を5年間で全廃する。(6)中古車の輸入は2009年から徐々に解禁して2019年の1月1日から全面的に自由とする。

さらに投資の自由化に関連しては、メキシコの部品産業への投資*13が開放され、「国内サプライヤー」(国内付加価値基準で20%以上を指す)には外資が100%出資可、その他部品メーカーに49%出資可能となった。そして5年後からすべて100%出資可能となる。

その他の産業：通信分野においてメキシコは通信機器および通信サービス市場を開放し(機器類で約60億ドルの市場)、公衆電話網への参入を認め、投資制限は95年7月までにすべて撤廃される。またメキシコへの荷物輸送を米国・カナダの運送会社に許可し、また鉄道業務も可能となる。さらに金融・保険市場も開放され、特に2000年1月1日からは全面的に投資制限が撤廃される。

*10 急激な輸入品の増加によって国内産業が「重大な被害」を受けることが予想される場合、一時的にその産業を関税や量的規制で保護することができる緊急保護措置をさす。

*11 その他にメキシコ産の自動車に対して10年後に米国のCAFEルール(国産車、輸入車に対する燃費規制、現在ガロン当たり27.5mpg)を課す。

*12 現行のCFTAでは現地調達率50%であるが、米国のビッグスリーは70%を主張し、メキシコ、カナダの抵抗で62.5%に落ち着いたといわれる。

*13 今までは、部品メーカーはメキシコ資本60%マジョリティーと定められていた。

5 NAFTAの影響

さてこのようにNAFTA案はできあがったが、この米国、メキシコ、カナダ3カ国への影響はど

んなものであろうか。これには楽観論、悲観論が相半ばしている。米国では特に労働組合(AFL-CIO)を中心にメキシコへの工場移転で職が奪われることを最も心配している*14。また民主党系議員は、労働問題の他に環境への悪影響を憂慮している。現在でも、メキシコとの国境地帯にある工場群(すなわちマキラドーラ保税加工工場)における上下水道などのインフラの不備、産業廃棄物の処理などをめぐり問題が山積みなので、貿易・投資の増加によりこれらがますます悪化するのではないかと懸念と、メキシコの食品衛生基準や環境保護基準が緩やかであることからくる米国の消費者への悪影響の心配といったものまで、多岐にわたっている。ここでは、米国への影響を主に、二つのレポート*15から紹介する。

民主党系のシンクタンクといわれる国際経済研究所(IIE)のHufbauer and Schottの報告書*16によればまず貿易拡大に関して1995年に米国のメキシコへの輸出増が89年レベルに比較して167億ドル増加、メキシコからの輸入が同じく77億ドルで、ネットの収支で90億ドルの超過。メキシコ側の収支はネットで120億ドルの赤字増加を予想している。

部門別で特に米国-メキシコ間で増える産品は、自動車とその部品であり、両国間の輸出・輸入双方の和で、1995年に208億ドルに達する。また繊維・縫製品に関しては同じく50億ドル、また鉄鋼製品で15億ドルと推計している。

次に雇用に関しては、1995年までに工場移転に伴う米国の雇用減15万人、国内における貿易・投資拡大による雇用増32万5000人で、結局純増で17万5000人としている。

さて、連邦議会が独立に持つ技術アセスメント研究所の報告書*17によれば、短期の米国への影響としてやや悲観的に、以下の7点を挙げている。

(1) 関税・非関税障壁の廃止によりメキシコが

ら米国よりも米国からメキシコへの輸出増の場合が多い。

- (2) 米国多国籍企業のメキシコへの投資増は、メキシコの労働力の効率を上げ、米国の労働力の技術集約化、効率化を遅らせる。
- (3) メキシコ政府の姿勢次第では労働者の権利（組合化、団体交渉権、ストライキなど）が弱まりかねないので、その結果、米国労働者の賃金や労働基準が下向きの圧力を受ける。
- (4) 競争力のない産業からの離職者の再教育、再配置の問題が発生する。特に新しい職ないし技術に習熟し適応することが困難である。
- (5) 短期的にメキシコの農業部門と中小企業で失業が発生する可能性があり、それが米国に対する不法移民流入増となる。
- (6) メキシコの環境関連法規は整備されていてもその施行・監督がなかなかはかどらない点で問題がある。
- (7) 特に国境地帯に関しては、総合環境計画（Integrated Environmental Plan for the Mexican-U.S. Border Area, 1991）があるが、資金面、目標などで難があり、国境地帯の環境悪化が心配される。

*14 メリーランド大学(Inforum)では5年後の純増を4万4500人、経済戦略研究所(ESI)では1997年までに11万5000人増、一方経済政策研究所(EPI)では純減を29万から55万人と予想している。
(*Washington Times*, November 1, 1992)

*15 この他米議会は国際貿易委員会(ITC)に93年1月下旬までにNAFTAの米国への影響に関する報告書を作るよう要請している。

*16 Hufbauer ; Schott, 前掲書。

*17 Office of Technology Assessment (OTA), *US-Mexico Trade : Pulling Together or Pulling Apart?*, October 1992.

6 ブロック化への懸念

まずNAFTAの基本的認識は、域外国に共通の関税を課す関税同盟ではない。3カ国内において自由化を果たすが域外国がメキシコを輸出基地として使わないように何らかの規制が必要と考えられ、それが原産地規則である。NAFTAの原産地規則は一部産業で非常に排他的である。すでにみたように自動車の現地調達率は8年後とはいえ62.5%に設定されているし、繊維産業では糸はもちろんのこと、一部に糸の原料繊維にまでNAFTA域内産という制約がある。また農産品の砂糖に関しては、メキシコの砂糖生産費は他に比べて高い*18にもかかわらず、米国との二国間協定で利益を受け輸出が可能となる。こうした分野では、いわゆる貿易転換効果を生じる。さらにマキラドーラ制度も7年後の2001年に廃止になるなど、加盟国以外からの投資には制約が残る。自由貿易協定は、その加盟国が最大の利益享受国になるのは当然であるが、排他的になるとブロックになりやすい。

多角的貿易交渉に関してはウルグアイ・ラウンドとして交渉が行なわれているが、農業の補助金をめぐり米国はヨーロッパと対立し(特に油糧種子をめぐり)、交渉が中断している。NAFTAは北米3カ国にはよくても、それ以外の国には地域主義と映っても当然であろう。そこで米国は、世界的な自由貿易のため、この自由貿易地域を徐々に世界に拡げていくと主張している。まずラテンアメリカ各国に広げ、実際東アジアにもNAFTA加盟可能だと呼びかけている。最適ではないが次善の策であるというのが米国の言い分である。確かにチリは真っ先にNAFTA加盟に名乗りをあげてい

第3表 世界貿易マトリックス

(単位：100万ドル)

出	入	東アジア	NAFTA	SEM	世界計
東アジア	1980	99,241	66,660	39,845	275,668
	1986	132,250	155,487	57,686	416,899
	1990	275,483	202,188	111,600	701,157
	輸入比・輸出比(%) (1980)	(34.5・36.0)	(20.3・24.2)	(5.2・14.5)	(13.8・100)
	輸入比・輸出比(%) (1990)	(42.0・39.3)	(30.2・28.8)	(7.9・15.9)	(21.0・100)
	倍率 (1986)/(80)	1.33	2.33	1.45	1.51
	倍率 (1990)/(86)	2.08	1.30	1.93	1.68
NAFTA	1980	51,406	97,641	66,148	291,431
	1986	55,626	127,440	57,483	301,630
	1990	120,779	228,611	112,132	554,520
	輸入比・輸出比(%) 1980	(17.9・17.6)	(29.8・33.5)	(8.6・22.7)	(14.6・100)
	輸入比・輸出比(%) 1990	(18.4・21.8)	(34.2・41.2)	(7.9・20.2)	(16.6・100)
	倍率 (1986)/(80)	1.08	1.31	0.87	1.03
	倍率 (1990)/(86)	2.17	1.79	1.95	1.84
SEM	1980	22,371	45,773	381,562	688,113
	1986	35,835	84,118	449,592	788,431
	1990	77,301	112,933	889,742	1,364,346
	輸入比・輸出比(%) 1980	(7.8・3.3)	(14.0・6.7)	(49.7・55.5)	(34.5・100)
	輸入比・輸出比(%) 1990	(11.8・5.7)	(16.9・8.3)	(62.7・65.2)	(40.9・100)
	倍率 (1986)/(80)	1.60	1.84	1.18	1.15
	倍率 (1990)/(86)	2.16	1.34	1.98	1.73
世界計	1980	287,712	327,578	768,328	1,993,312
	1986	315,912	470,533	776,627	1,973,600
	1990	655,181	668,864	1,419,062	3,332,100
	輸入比・輸出比(%) 1980	(100・14.4)	(100・16.4)	(100・38.5)	(100・100)
	輸入比・輸出比(%) 1990	(100・19.7)	(100・20.1)	(100・42.6)	(100・100)
	倍率 (1986)/(80)	1.10	1.44	1.01	0.99
	倍率 (1990)/(86)	2.07	1.42	1.83	1.69

(注) 東アジア：日本，中国，NIEs 4カ国(香港，韓国，台湾，シンガポール)，およびASEAN 5カ国(ブルネイ，インドネシア，マレーシア，フィリピン，タイ)の11カ国/地域。NAFTA：カナダ，米国，メキシコ3カ国。SEM：ヨーロッパ統一市場，EC12カ国。

輸入比・輸出比については，輸入(出)比=列和(行和)に対する比率。

(出所) T. Nohara ; M. Kagami, "Development of Asian-Pacific Trade and Its Implications for NAFTA," *Los efectos del TLCNA en la cuenca del Pacifico, México, El Colegio de Mexico* (forthcoming).

る。また米国はラテンアメリカ諸国と各々フレームワーク協定を結んでいるので、ユーコン*19からティエラ・デル・フエゴまでの西半球自由貿易地域がすぐにもできるような印象を与える。しかし、次節で説明するように、先進国と発展途上国の統合はそう簡単にはいかない。よって、NAFTAは当分の間、ヨーロッパの統一市場(SEM)に対抗する唯一のブロックになりそうである。

ここで世界貿易の流れを概観しておく、第3表のような貿易マトリックスができる。東アジア*20はブロックを形成するというのではなく、貿易量の大きさを示すものとして、合計したにすぎない点に注意してほしい。この表から興味深いいくつかの点が見えてくる。

- (1) 1980年において東アジアとNAFTAの輸出額はほぼ同規模であり、全世界貿易の14～15%を占めた。
- (2) 1990年までの10年間に、東アジアの輸出額は、全世界貿易の21%まで成長、一方NAFTAは17%にとどまっている。SEMは41%と非常に大きなシェアを有している。
- (3) 1980年において東アジアとNAFTAの域内貿易額はほぼ同規模であり、全世界貿易の5%を占めた。
- (4) 1990年において、東アジアの域内貿易シェアは全世界貿易の8.3%、一方NAFTAは6.9%である。SEMに関しては、域内貿易シェアは10年間で19%から27%に拡大、特にスペイン、ポルトガルが加盟した後の80年代後半の伸びが大きい。ちなみに10年間の域内貿易の伸びは東アジア2.78倍、NAFTA2.34倍、SEM2.33倍であった。

東アジアの急激な貿易の拡大は、東アジア諸国が要素価格、為替レートの変化に伴う投資を通して、重層的な比較優位構造を内部に構築したから

である。NAFTAはメキシコの近隣諸国までを含む貿易・投資の重層性がまだできていない。よって1990年代の10年間で域内貿易が拡大することはいうまでもないが、東アジアの伸びを超えるほどの拡大は期待できないように思われる。逆に言うと、米国にとって、ヨーロッパが統合され、東アジアは自由貿易地域を作らなくても内発的に急激な発展を遂げることが期待できるなかで、カナダ、メキシコと自由貿易地域ないし統合を形成せざるを得ない状況にあったといえる。

*18 オーストラリア、ブラジル、キューバあるいはドミニカ共和国の砂糖の方が生産費的には安い。よってこれらの国が被害を被る(Hufbauer; Schott, 前掲書, 330ページ)。なお現行の米国の輸入割当のうち、メキシコ向けはわずか0.3%, 約8000トンのである。

*19 野原昂「ユーコンからユカタンへ——北米自由貿易地域実現に——」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.8 No.3 1991年) 参照。

*20 日本、アジアNIEs 4 (香港, 韓国, 台湾, シンガポール), ASEAN 5 (フィリピン, ブルネイ, インドネシア, マレーシア, タイ) および中国の11カ国/地域の合計。

7 メキシコの負担*21

先進国と発展途上国が自由貿易市場を形成する場合、関税分類、会計原則、度量衡といった小さな差異から、法制度(労働法、環境基準など)や司法制度の違いといった大きなものまで、さまざまな差が存在する。それらを統一した原則ですり合わせるためには、大変な努力が必要となる。特に先進国の基準に合わせる事が往々にして要求される発展途上国側では、急激な調整が必要となる。これには憲法修正までいたることもありえ*22, 言

ってみれば近代化を長い時間をかけるのではなく瞬時に体験することが要求される。そのためには、ある程度独裁的な権力と天文学的資金が必要となろう。たとえば、法律の整備だけでなく、その監督のための体制づくりは、環境問題でみても容易でないことがわかる。しかもたとえば、国境沿いの工業地帯のインフラを含めた環境改善をするための費用は膨大なものとなり、どこからその資金を持ってくるのか見当もつかない。

NAFTAの協定に即してみれば、たとえば紛争処理の問題がある。米国では、不当廉売(ダンピング)の疑いが起きた場合、まず二つの独立した機関が介入して調べることになっている。すなわち商務省の国際貿易管理局が、当該製品の価格が公正であるかどうかの認定を行ない、さらに国際貿易委員会(ITC)が、その廉売が米国企業に害を与えたかどうかを調査する。このように二つの機関が比較的透明で公正な審査をすることになっており、メキシコの場合に、商工省(SECOFI)だけが(しかもかなり恣意的な)調査を行なうのと対照をなしている。そこでNAFTAでは、メキシコのアンチ・ダンピングと相殺関税に関する法律を修正するよう求めている。

このように自由貿易協定締結のためには、発展途上国側の意識改革から始まり、基盤整備、制度変革が必要で、それらは簡単にできるものではない。このことから、考え方としては、ブッシュ構想でラテンアメリカ各国がNAFTAの加盟条項を通して加盟できるが、現実問題として何か国がメキシコ並み(すぐれた指導者、PRIの一党独裁、中進国として卒業間近など)の条件を有しているか考えざるを得ない。

*21 メキシコ側のNAFTAによる経済的影響についてはまたの機会に譲るが、たとえばメキシコ中小企業研究所のサルバドール・ガルシア・リナン

所長は、同国の中小企業9万の約4割が倒産に見舞われると述べている(*Washington Post*, May 18, 1992)。他方、Hufbauer ; Schott, 前掲書は、メキシコ側の雇用増をネットで約60万人と推定している。

*22 新聞報道によれば、メキシコ政府はNAFTAの調印を容易にするためと、同国の貿易関連法をよりGATTのルールに合わせるために、憲法第131条と133条の修正案を検討中といわれる。また両国における二重課税を防止するため、両国による初めての租税協定が結ばれた(*Journal of Commerce*, September 21, 1992)。

8 今後のスケジュール

米議会における協定の審議および正式調印日程は、次のようになっている。まず、大統領が協定調印の意向を議会に通告した後、90日以降に正式調印できる。ブッシュ大統領は9月18日に通告したので、12月中旬以降に正式調印が行なわれることになる。次に、正式調印の後、その協定と実行規則が議会に送られ、正式審議が始まり、審議日数90日後にファスト・トラックにより修正なしで賛成か反対かを決める。

11月3日の大統領選挙で民主党のクリントン氏が当選したため、ブッシュ構想の行方、またNAFTAがどうなるのかといった不安定材料がでてきた。クリントン次期大統領は基本的にNAFTAに同意しているので、再交渉や、条文の大幅修正^{*23}はないものと思われる。特にファスト・トラックの期限は1993年6月1日なので、そこが一つの区切りになると思われる。

ところで、貿易・投資の世界的自由化が最終目標である以上、日本としてはウルグアイ・ラウンドの方を積極的に推進する一方、NAFTAに関し

ては温かく見守るといった態度でよいのではないかと思われる。数字でみたように東アジアの成長はめざましく、そのモーメンタムを失わないようにするのが、日本として世界経済に貢献することになる。

さて筆者自身は、NAFTAを米国、カナダ自身でなく、南北アメリカを含めた産業再編成の過程とらえている。すなわち東アジアにおいて、労働集約的技術が日本から韓国、台湾、そしてタイ、マレーシアなどに比較優位を通して移動していったように、南北アメリカでも今それが起きようとしていると考える。よって米国、カナダは技術集約的、よりソフisstイケートされた産業に移っていき^{*24}、メキシコ、ベネズエラ、コロンビアといった中進国が労働集約的でもやや高付加価値の産業を担当し、中米やカリブ諸国が労働集約部門を受け持つといった国際分業がこれから形成されることが望ましい。その意味で米国は今、自分自身も痛みを伴う産業構造転換を迫られているといえる。ある意味で米国の悲劇は、労働市場が熟練労働者と未熟練労働者に極端に分かれる、ちょうどラテンアメリカと同じような構造をしているところにあるといえる。

ところで冒頭でみたように、NAFTAの性格であるが、筆者にはNAFTAはブロック化の危険性があり、多角的貿易の自由化に向かうための次善策には見えない。なぜならば文中で説明したように、他のラテンアメリカ諸国に広がる可能性はチリなどの例外を除いて近い将来では考えられないからである。むしろ、ラテンアメリカ諸国はメル

コスル^{*25}などのようにサブ・リージョナルな自由貿易地域なり関税同盟を当初は結んでいく方向にあると思われる。

(11月4日、クリントン勝利の日にて)

*23 民主党のゲッパート議員は、エレクトロニクス、特にコンピューターの原産地規則が緩やかで、主要ユニット（マザーボード）が域内産ならばよいとしている点を取り上げ、ハイテク製品の部品が域外から輸入されることに懸念を表明し、労働や環境問題の他にもこうした点があり、再交渉の必要があると述べた（*Journal of Commerce*, September 30, 1992）。

*24 自動車为例にとれば、米国で大型乗用車、高級車に特化、メキシコは中型、小型車に特化といった棲み分け、あるいは産業内貿易が盛んになることをいう。また企業の工程間貿易（地域的な垂直統合）も増加するものと思われる。中南米の最近の製造業輸出に関しては、Inter-American Development Bank (IDB), *Economic and Social Progress in Latin America, 1992 Report*, Washington D.C., 1992を参照。

*25 南米南部のアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの4カ国が共同市場を結成しようとするもので、1991年3月に宣言され、94年末を目標にしている。

〔付記〕 本稿は、中南米総合研究プロジェクト国際ワークショップ「ラテンアメリカの経済統合と政治危機」（12月14～16日）に提出されたものである。

（かがみ・みつひろ／在ワシントン海外調査員）